

化学物質等安全データシート

1 製品および会社情報

製品名	アマダ AML - 2		
会社名	株式会社 アマダ		
住所	神奈川県伊勢原市石田200 品質保証部		
	電話番号：0463-96-3423	FAX番号：0463-96-3495	
お問い合わせ先	オイルサービス事業部 技術・製造グループ		
および緊急連絡先	電話番号：048-281-7767	FAX番号：048-281-7768	
作成・改定	2007年3月1日改定		

2 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物
化学名（油種名）	構機用セミドライ切削油（生分解性加工油）（JIS N1種4号）
成分および含有量 （質量%）	脂肪油
化学式または構造式	特定できない
官報公示整理番号	必要あるものは登録済み。
CAS	企業秘密なので記載できない。

化学物質管理促進法（PRT法）

第1種指定化学物質	該当せず
第2種指定化学物質	該当せず

労働安全衛生法（第57条の2第1項 通知対象物）

該当せず

3 危険有害性の要約

最重要危険有害性 有害性	通常使用において、現在までのところ、重要な危険有害性の情報なし。 急性毒性物質に該当しないが、長期間又は繰り返し皮膚に接触すると皮膚炎を 起こすことがある。
危険性 分類の名称	消防法：第4類第4石油類の引火性液体 分類基準に該当しない。
環境影響	現在までのところ有用な情報なし。

4 応急措置

吸入した場合	新鮮な空気のある場所に移す。体を毛布などでおおひ、保温して安静を保ち、 必要なら医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	水と石鹸で十分に洗浄し、皮膚調整用クリームを塗布する。
目に入った場合	清浄水で15分以上洗眼し、刺激が残っていれば医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	直ちに吐かせ、速やかに医師の診断を受ける。

5 火災時の措置

消火剤	霧状の強化液・泡・炭酸ガス・粉末が有効である。消火に棒状の水を用いてはならない。
特定の消火方法	火元への燃焼源を断つ。 初期の火災には粉末・炭酸ガスを用いる。 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。 注水は火災を拡大し危険な場合がある。 周囲の設備などは散水して冷却する。 火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火を行う者の保護	消火作業の際には、風上から行き必ず保護具を着用する。

6 漏出時の措置

除去方法	少量の場合、土・砂・おがくず・ウエス等に吸収させる。 大量の場合、盛土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い空容器に回収する。 海上の場合は、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。 薬剤を用いる場合は運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならぬ。
二次災害の防止策	全ての着火源を速やかに取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。 危険地域から人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立ち入りを禁止する。 消火用機材を準備する。作業では消火用保護具を着用。 下水道・河川などに流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。 室内で漏出した場合は、窓・ドアを開け十分に換気を行う。

7 取り扱いおよび保管上の注意

取り扱い上の注意	消防法で定める危険物を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所・貯蔵所・取扱所で行う。 炎・火花または高温体との接近を避け、みだりに蒸気を発生させないこと。 静電気対策を行い、作業着・靴等も導電性のものを使用する。 容器から細管を用い、口で吸い上げてはならない。 皮膚に触れたり、目に入る可能性のある場合は、保護具を着用すること。 危険物が残存している機械設備を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。 石油製品を屋内作業場で取り扱う際、ガス等が発散する場合には、発散源の密閉装置・局所排気装置等の設備を設けなくてはならない。 取り扱い都度、容器を密閉し、子供の手の届かないところに置くこと。 容器を転倒させたり、衝撃を与えるなどの粗暴な取り扱いはしないこと。 飲まないようにする。飲みこむと下痢・嘔吐します。 空ドラムに圧力をかけない。圧力をかけると破裂する事がある。
保管上の注意	直射日光を避け、冷暗所で換気の良い場所に保管すること。 類の異なる危険物(ハロゲン類・強酸類・アルカリ類・酸化性物質)との接触ならびに同一場所での保管を避ける。 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類はアースをとる。 消防法で定める危険物を保管する場合には、法で定められた基準を満足するとともに、危険物貯蔵所の表示をしなければならない。 熱・スパーク・火災ならびに静電気の蓄積を避ける。

8 暴露防止および保護措置

設備対策	屋内作業場は、防爆タイプの排気装置を設ける。取り扱い場所の近辺に洗眼および身体洗浄のための設備を設け、その位置を明確に表示する。
保護具	呼吸保護具：通常必要ないが、必要に応じて防毒マスクを使用する。 保護眼鏡：飛沫が飛ぶ場合には、保護眼鏡を使用する。 保護手袋：長期間または繰り返し接触する場合には、耐油性のものを使用する。 保護衣：長期間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には、耐油性の長袖作業着等を着用する。
管理濃度	規定なし(作業環境評価基準:労働省告示 第26号、平成7.3.27)
許容濃度	規定なし

9 物理的および化学的性質

形状	淡黄色透明液体	色相	0.5 (ASTM)
臭い	特異臭あり	沸点	データなし
流動点	-15.0 以下	引火点	230
発火点	データなし	蒸気圧	データなし
爆発性	データなし	粘度	20 mm ² /s、40
密度	0.902 g/cm ³ ・15	溶解性	有機溶剤に溶解
分子量	データなし		

10 安定性および反応性

安定性	通常の状態では極めて安定。ただし、強酸化剤との接触は避ける。
避けるべき条件	高酸素濃度条件。
避けるべき材料	類の異なる危険物との接触を避ける。
発生する有害性物質	現在までのところ、有用な情報なし。

11 有害性情報

発がん性	基油:OSHA:IARCグル - プ3に分類(人に対して発ガン性に分類できない) E U:発ガン性であるとの表示は必要ない。
急性毒性(LD ₅₀)	データなし
刺激性(皮膚)	長期または繰り返し接触する場合は、刺激する恐れあり。
その他	現在までのところ、有用な情報なし

12 環境影響情報

分解性	易分解性
移動性	物理化学的性質からみて大気・水系・土壌環境に移動しうる。
蓄積性	現在までのところ、有用な情報なし。
魚毒性	現在までのところ、有用な情報なし。

13 廃棄上の注意

事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場所にはそこに委託して処理する。

投棄禁止。

廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて、重金属等の物質が総理府令で定めた基準以下であることを確認しなければならない。

焼却する場合は、安全な場所であつてかつ燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。

14 輸送上の注意

容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。

規定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより当該車輛に標識を掲げること。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備えること。

規定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、運搬容器および包装の外部に品名・数量・危険物等級および「火気厳禁」の表示をし、消防法第1類および第6類の危険物・高圧ガスとの混載を禁止する。

陸上運送の場合、運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。

15 適用法例

化学物質管理促進法（PRTR法）

労働安全衛生法（第57条の2第1項 通知対象物）

安衛法・化審法・既存化学物質名簿への収載

廃棄物の処理および清掃に関する法律

海洋汚染防止法：油分排出規制

水質汚濁防止法：油分排出規制

下水道法：鉱油類排出規制

消防法

16 その他の情報

引用文献

製品安全データシートの作成指針（日本化学工業協会）

危険物データブック：消防庁警防研究会（昭和63年）

既存化学物質ハンドブック

Registry of Toxic effects of chemical substances, NIOSH(1983)

記載内容の取り扱い

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講じることが必要であることを理解した上で、使用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

【 代 表 性 状 表 】

品 名	アマダ AML - 2
用 途	構機用セミドライ切削油 (生分解性加工油)
タ イ プ	一般切削用
JIS分類	JIS N1種4号
性 状	
外 観	淡黄色透明
密 度	0.902 (g/cm ³ ,15)
色 相 (ASTM)	0.5
引火点	230
流 動 点	- 15.0 以下
粘 度 (40)	20.0 mm ² /s
粘 度 (100)	-
銅板腐食 (100 × 1h)	不活性(1)
銅板腐食 (150 × 1h)	-
組 成 (質量%)	
脂肪油	-
毒 性	急性毒性物質に該当しない。 重金属類などの有害物質の規制に触れません。
消防法危険物分類	第4類 第4石油類
化学物質管理促進法	(P R T R法)
第1種指定化学物質	該当せず
第2種指定化学物質	該当せず
労働安全衛生法	(第57条の2第1項 通知対象物)
	該当せず